

介護老人保健施設鴻池荘介護予防通所利用約款

第1条（約款の目的）

介護老人保健施設 鴻池荘（以下、「当施設」）は、利用者に対し、介護保険法令の主旨にしたがって、介護予防通所リハビリテーションサービス（以下、「予防通所」）を提供し、利用者は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

第2条（適用期間）

本約款は、利用者が介護老人保健施設 鴻池荘介護予防通所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者を保証する者（以下、「保証人」）に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款の改定が行われたい限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第3条（解除・終了）

利用者及び保証人は、当施設に対し、予防通所中止の意思表示をすることにより、本約款に基づく予防通所利用を解除・終了することができます。

- 2 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく予防通所利用を解除・終了することができます。
 - ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ②当施設において定期的に実施される予防通所継続検討会議において、中止して居宅において生活できると判断された場合
 - ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な予防通所の提供が出来ないと判断された場合
 - ④利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を期日より3日以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
 - ⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥やむを得ない事情により当施設を閉鎖又は縮小する場合

第4条（身体の拘束）

当施設は、サービス提供にあたり、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

第5条（費用の負担と領収証）

利用者は、サービスの対価として別紙1及び別紙2に定める利用単位毎の料金をもとに計算された額を支払います。

- 2 利用者の故意、過失又は利用者の趣向により、療養室等又は備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用を利用者が別途これを負担します。但し、やむを得ない事情があると認められる場合は、利用者の負担を免除することもあります。
- 3 当施設は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第6条（サービス提供の記録）

当施設は、利用者の予防通所の提供に関する記録を作成（パソコン及び紙管理）し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 利用者は、当施設の受付時間内に当施設にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を自己負担で受けることができます。

第7条（緊急時の対応）

当施設は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに必要な措置を行います。

第8条（賠償責任）

当施設は、サービスの提供にともなって、当施設の重大な過失により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第9条（秘密保持・個人情報保護）

当施設及び当施設の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は利用終了後も同様です。

- 2 当施設は、利用者及びその家族から予め同意を得ない限り、市町村及び居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。
- 3 当施設は、個人情報保護法及び関連法令等に基づいて「プライバシーポリシー」を掲げ、利用者等の個人情報を適切に取り扱います。

第10条（相談・苦情対応）

当施設は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、利用者から相談、苦情等の申し出があった場合は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者に報告します。

第11条（裁判管轄）

利用者と当施設は、本約款に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第12条（本約款に定めのない事項）

この約款に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

介護老人保健施設 鴻池荘

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	医療法人 鴻池会 介護老人保健施設 鴻池荘
開設年月日	昭和63年11月2日
所在地	奈良県御所市大字池之内1064番地
電話番号	0745-64-2180 FAX番号 0745-62-1092
管理者名	平井基陽
介護保険指定番号	介護老人保健施設(2951380001号)
営業日等	1月1日～1月3日まで及び日曜日を除く、午前8時～午後8時 通常の事業実施は、片道30分内の地域

(2) 介護予防通所リハビリテーションの目的と運営方針

介護老人保健施設における介護予防通所リハビリテーションは、利用者が可能な限り、居宅において、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下での介護や理学療法・作業療法とその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る事を目的とした居宅サービスです。さらに、家庭生活における療養環境の調整などの在宅支援も行います。

(3) 鴻池荘の職員体制

平成30年3月16日現在

職種	員数	施設の業務分掌
医師(管理者)	1名	施設管理
医師(常勤3名、非常勤6名)	9名	利用者の健康管理及び診察
薬剤師(兼務)	1名	医師の指示に基づく服薬指導・薬剤調整等
看護職員	通所リハビリテーション	1名
	療養棟(2F・3F・4F) ユニット棟	18名
看護職員合計	19名	
介護職員	通所リハビリテーション	14名
	療養棟 2F	18名
	療養棟 3F	15名
	療養棟 4F	13名
	ユニット棟	7名
介護職員合計	67名	介護、保清業務全般、リハビリテーション、レクリエーション等の補助
理学療法士	6名	利用者に対してのリハビリテーション等のプログラム作成及び評価
作業療法士	7名	
言語聴覚士	2名	
音楽療法士(非常勤)	1名	
歯科衛生士	3名	
リハビリ補助	3名	リハビリテーション業務の補助等
管理栄養士	4名	利用者の特性をふまえた献立作成、栄養相談業務
介護支援専門員(再掲)	9名	施設サービス計画作成
支援相談員	6名	処遇上の相談、居宅生活復帰への支援、関係機関との連携等
事務職員	4名	経済的な相談及び介護給付費等の請求業務
職員合計	142名	

(4) サービスの内容

種 類	内 容
食事	管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。食事は離床してデイルームで食べていただけるよう配慮します。 (食事時間) 朝食7:30～ 昼食12:00～ 夕食18:00～
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行い、おむつ外しに取り組んでいきます。
入浴	(入所) 週2回の入浴または清拭を行います。 (通所) 居宅サービスの計画に基づいて、入浴または清拭を行います。自宅での入浴を考慮して介助します。
介護	自宅での生活が継続してできるよう、自宅環境や日課を考慮して、更衣や離床・その他必要なケアを行います。
医療・看護 (※入所のみ)	介護老人保健施設は入院治療の必要がない比較的安定した方を対象としていますが、医師、看護職員が常勤していますので、入所者の状態に照らし合わせて適切な診察、投薬、処置などの医療サービスを提供します。
機能訓練	施設内の全ての活動が機能訓練の為のリハビリテーション効果を期待したものです。心身の状態に合わせてリハビリテーション計画を作成し、在宅復帰が可能となるように自宅での生活をイメージして、実生活に沿ったリハビリを実施します。
相談及び援助	利用者や家族、地域住民等に対する相談指導を実施するため、支援相談員を配置しております。
その他	当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

(5) 入所定員 162名 (うち認知症専門棟 50名)

・療養室

ユニットケア棟・・・	個室	12室
2 F	・・・	個室 6室、4人室 11室
3 F	・・・	個室 10室、4人室 10室
4 F	・・・	個室 10室、4人室 10室

(6) 通所定員 100名

・サービス提供時間 9時～20時 (延長時間を含む)

(7) 協力医療機関等

・協力医療機関

- ・秋津鴻池病院 (併設) ……奈良県御所市池之内1064番地
- ・済生会御所病院 ……奈良県御所市大字三室20番地
- ・榎本医院 ……奈良県御所市戸毛1130番地
- ・協力歯科医療機関
- ・吉田歯科 ……奈良県高市郡高取町市尾910番地

(8) 介護相談・苦情窓口

・当事業所の場合

担当 鴻池 荘 相談課又は事務所受付
TEL 0745-64-2180
住所 奈良県御所市大字池之内1064番地
責任者 相談課課長 近藤 大樹

・市町村の場合

担当 住居地の市町村の介護相談・苦情窓口等

・奈良県国民健康保険団体連合会の場合

担当 奈良県国民健康保険団体連合会 介護苦情係
TEL 0744-29-8326

(9) 事故発生の防止及び発生時の対応

- ・当施設は常に職員に対し研修等を開催し事故防止の啓蒙に努め、万が一発生した場合、しかるべき措置を速やかに実施します。

(10) 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、消火用散水栓、非常通報装置、非常用電源
- ・防災訓練 年12回

(11) 個人情報の提供

- ・利用者の自立支援・在宅支援のための情報を必要に応じて、指定居宅介護支援事業所、介護保険関係機関等に提供致しますのでご了承下さい。

(12) 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間は原則7:00~21:00までとなっています。 (※入所者への面会には、面会届のご記入が必要です。)
外出・外泊 (※入所のみ)	医師の許可が必要になります。事前に職員にご相談の上、必要書類にご記入下さい。
他の医療機関への受診 (※入所のみ)	他の医療機関への受診は医師の紹介状が必要ですのでお申し出下さい。受診の際はご家族の付き添いをお願いします。
療養室・設備・器具の利用	公有物は丁寧に取扱い、みだりに移動したり、変更したり、破損しないでください。施設の設備、物品等を破損された時は、弁償金を頂きます。
喫煙・飲酒	施設内は禁煙です。飲酒、かけごと、賭博類似行為は厳禁です。
迷惑行為等	サービスを利用するにあたり次のような迷惑行為防止にご協力ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・療養室、廊下を問わず施設内で他の利用者の迷惑になる大声で話をしたり、歌を歌うこと ・他の利用者及び職員に対して暴言、暴力、大声、脅迫、威嚇行為、セクハラ行為 ・指示された時間や場所以外での散歩や運動 ・所定の場所以外での携帯電話等の使用 ・故意に建物・設備・機器等を汚損または破損する行為 ・その他、他の利用者の療養生活に支障をきたすと思われる行為 上記行為について再三の注意にもかかわらず改善なき場合、退所して頂くことがあります。また、家族、その関係者に同様の行為がある場合、以後面会の制限を行う場合があります。
プライバシーの保護	当施設で知り得た他利用者、家族のプライバシー保護についてご協力ください。これは職員の情報についても同様です。 <ul style="list-style-type: none"> ・他利用者、家族、職員の個人情報(氏名・住所・年齢・写真等)を本人の許可なくブログ、ツイッター、フェイスブック、ライン等のインターネット上へ掲載しないようにしてください。 ・近所のお知り合いの方が利用されている場合があります。個人のプライバシー保護にご協力ください
所持品の管理	原則、利用者、家族にて各自管理をお願いします。携帯電話等の貴重品は持参しないでください。所持品には全てお名前の記入をお願いします。
現金等の管理 (※入所のみ)	現金をお持ちになりたい場合は、その都度、ご相談ください。約款第6条1項の通り、日常生活費をお預かりする事が出来ます。小銭等は利用者、家族での管理をお願いします。紛失等の責任は負いかねます。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び、政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内のペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
療養室の明け渡し (※入所のみ)	退所された場合は、速やかに明け渡していただきます。

<別紙 1>

※ 本書は変更・改定の都度、ご利用者にお渡し致します。

介護給付費内費用（利用者ごとの負担割合）

（1）介護予防通所リハビリテーション費介護給付費単位表

（1単位 10.17円）

要支援 1	1 7 1 2 単位／月
要支援 2	3 6 1 5 単位／月

1. リハビリテーションマネジメント加算

医師、理学療法士等、その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合 3 3 0 単位／月

2. 生活行為向上リハビリテーション実施加算

生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション実施計画を立て実施し、能力の向上を支援した場合
開始月から起算して3月以内 9 0 0 単位／月
開始月から起算して3月超6月以内 4 5 0 単位／月

3. 生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に予防通所リハビリテーションを継続した場合の減算

生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後6月間
△所定単位数の100分の15に相当する単位数／月

4. 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方がご利用の場合 2 4 0 単位／月

5. 運動器機能向上加算

理学療法士等が運動機能を定期的に評価した場合 2 2 5 単位／月

6. 栄養改善加算

管理栄養士等が栄養ケア計画を作成し、定期的に評価等をした場合 1 5 0 単位／月

7. 栄養スクリーニング加算

栄養状態について確認を行い、それらの情報を介護支援専門員に提供した場合 5 単位／回

それぞれのサービスを提供した場合、上記に加算させていただきます

8.口腔機能向上加算

言語聴覚士、歯科衛生士等が口腔機能を定期的に評価等した場合
150単位/月

9.選択的サービス複数実施加算

運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上
サービスのうち複数のサービスを実施した場合
480単位/月 又は700単位/月

10.事業所評価加算

予防介護度の改善が制度に定められた基準を達成した場合
120単位/月

11.サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員のうち介護福祉士の職員が50%以上の場合
要支援1 72単位/月
要支援2 144単位/月

12.介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の
改善等を奈良県に届出実施している場合
総単位数の1000分の34に相当する単位数

それぞれの
サービスを
提供した場
合、上記に
加算させて
頂きます

<別紙2>

※ 本書は変更・改定の都度、ご利用者にお渡し致します。

介護給付費外費用(利用者全額負担)

◆通所利用料表

基本料金(非課税)			
項目	金額	項目	金額
食 材 費	[オヤツ代含む] 813 円/食	日用品費	52 円/日
	710 円/食	教養娯楽費	52 円/日
	[オヤツ代のみ] 103 円/食	延 長 料 金	要支援 ~ 要介護2 650 円/時間
特別治療食費	155 円/日		要介護3 ~ 要介護5 1,000 円/時間

オプション料金(課税)	
項目	金額
感染症等別室利用料	1,000 円/時間 (消費税別)

◆リース料金表

業者リース料金(非課税)	
入浴バスタオルリース	160 円/回